

東 北 町

# 第四次学力向上アクションプラン

2023年度～2027年度



東北町教育委員会

# 目 次

|                                                   |    |
|---------------------------------------------------|----|
| はじめに .....                                        | 1  |
| 東北町第四次学力向上アクションプラン構想図 .....                       | 2  |
| I 児童生徒の学力向上を目指して .....                            | 3  |
| II 児童生徒の学力の現状 .....                               | 3  |
| III 第三次学力向上アクションプランの成果と課題 .....                   | 4  |
| IV 第四次学力向上アクションプランの概要 .....                       | 4  |
| V 第四次学力向上アクションプランの具体的取組 .....                     | 6  |
| VI 資 料                                            |    |
| 1 諸検査の結果と考察 .....                                 | 8  |
| (1) CRT .....                                     | 8  |
| (2) 青森県学習状況調査 .....                               | 8  |
| (3) AAI .....                                     | 9  |
| 2 教育委員会による支援体制の考察 .....                           | 10 |
| 3 学校と家庭の連携強化のための体制づくり .....                       | 10 |
| 4 学校の取組と課題 .....                                  | 11 |
| 5 家庭の取組と課題 .....                                  | 12 |
| 6 「健やか あいうえお」 .....                               | 13 |
| 東北町教育委員会「学力向上推進会議」設置要綱 .....                      | 14 |
| 東北町教育委員会学力向上推進会議<br>「学力向上アクションプラン策定委員会」実施要領 ..... | 15 |
| 東北町教育委員会学力向上推進会議<br>「学力向上アクションプラン実践発表会」実施要領 ..... | 16 |
| 学力向上推進会議委員・策定委員・事務局                               |    |

はじめに

近年、少子高齢化の進行やグローバル化・高度情報化の進展により子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しています。

教育分野におきましても学校・家庭・地域の教育力をめぐる問題など取り組むべき課題は依然として山積しております。

さて、平成29年3月に学習指導要領が告示され、小学校では令和2年度から全面実施、中学校では令和3年度から全面実施となり、小学校では、新しい教科として外国語科及び外国語活動が新設されました。また、情報活用能力が学習の基盤となる資質・能力と位置付けられ、ICT環境の整備、活用が進められています。

このような中、児童生徒が、新しい時代を切り拓く人間として成長するために教育が果たしていく役割は非常に重要です。

東北町教育委員会では、町の最上位計画である「東北町総合振興計画」（平成28年度～平成37年度）の基本目標「未来を切り拓く人を育む教育・文化のまち」の実現に向けて取り組んできました。そして、今回は、これまでの第三次学力向上アクションプランの成果、課題などを踏まえ、新たに「第四次学力向上アクションプラン」を策定しました。これからは、この計画をもとに更に学力向上に向けて取り組んでまいりたいと思います。

結びに、これからも学校・家庭・地域及び教育委員会が、それぞれ主体的な役割を実践しながら相互の連携を深め、一体的な取組を進めてまいりたいと考えておりますので、より一層のご支援ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

令和5年4月

東北町教育委員会

# 東北町 第四次学力向上アクションプラン構想図

## 教育は人づくり

第2次東北町総合振興計画(後期基本計画) とうほくまち新時代の道標

「笑顔・元気・活力あふれ 未来に羽ばたく とうほくまち」

### 東北町教育施策の方針

- 1 「未来を切り拓く人を育む教育・文化のまち」
  - 2 「多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く人づくり」
- ◇夢や志の実現に向け、知・徳・体を育む学校教育

学習指導要領の考え方「新しい時代に必要となる資質・能力の育成」

- 生きて働く「知識・技能」の習得
- 未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成
- 学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養

## 第四次学力向上アクションプラン

### 【教育委員会】

- 学力の的確な把握と情報提供
- 学力向上アクションプランの取組状況の把握と評価
- 学力向上研究発表事業の実施
- 学校支援体制の維持と改善
- 「東北町家庭学習の手引き」の活用促進と見直し
- 学力向上に関する教育施策の周知

### 連携・協働

### 【学校】

- 自校の学力向上アクションプランの取組
- 確かな学力の育成を図る授業の取組
- キャリア教育の取組
- 校内研修の取組の充実
- 家庭における規則正しい生活習慣への支援
- 家庭学習の取組の支援

### 【家庭】

- 「健やか あいうえお」の実践  
(規則正しい生活習慣の確立)
- 家庭生活の中の役割分担
- 家庭学習を促す環境整備
- 家庭学習の手引きなどの活用

## I 児童生徒の学力向上を目指して

平成29年3月告示の学習指導要領の基本的な考え方として、確かな学力の育成については、知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する平成20年改訂の学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質を更に高めることとしている。また、豊かな心や健やかな体の育成については、道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により実現することとしている。

この基本的な考え方を基に、子供たちに育む「生きる力」を資質・能力として具体化し、「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら、授業の創意工夫を引き出していけるよう、各教科等の目標及び内容を、①知識及び技能、②思考力、判断力、表現力等、③学びに向かう力、人間性等の三つの柱で再整理し、「何ができるようになるか」を明確にしている。また、この資質・能力の三つの柱が、偏りなく実現されるよう、子供たちの主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこととしている。さらに、「令和の日本型学校教育の構築を目指して（令和3年1月中教審答申）」では、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を目指し、全ての子供たちの可能性を引き出すための従来の実践とICTの最適な組み合わせを図る等の教育改革が求められている。

東北町の児童生徒の学力向上に関しては、自ら学び、自ら考えるなどの確かな学力の育成をはじめ、「生きる力」を育む教育内容の更なる充実が課題となっている。このため、知・徳・体のバランスのとれた質の高い教育を提供しながら、確かな学力や豊かな人間性、健康・体力など「生きる力」の育成に向けて、ICT等を活用しながら教育内容を充実させ、新しい時代を主体的に切り拓く人財の育成に向けた総合的な取組を進めていく必要がある。

以上のことから、郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く児童生徒の育成を目指し、夢や志の実現に向け、知・徳・体を育む学校教育の実現に向けて、平成30年4月に策定した第三次学力向上アクションプランの成果と課題を踏まえ、第四次学力向上アクションプランを策定する。

## II 児童生徒の学力の現状

- 1 小学校の学力については、CRT<sup>\*1</sup>（絶対評価法による全国標準学力検査）では全国比100%を上回り、ほぼ全国平均以上であるといえる。青森県学習状況調査<sup>\*1</sup>（相対評価法による県内検査）は、県比を下回っている。
- 2 中学校の学力については、CRT<sup>\*1</sup>では全国比100%近くを推移し、ほぼ全国平均であるといえる。青森県学習状況調査<sup>\*1</sup>は、県比を大きく下回っている。

---

\*1 CRT及び青森県学習状況調査については平成29年度から令和3年度の結果による（8ページ参照）



### Ⅲ 第三次学力向上アクションプランの成果と課題

- 1 小・中学校とも学力向上のための取組が進んでおり、おおむね成果を上げている。今後も児童生徒の実態を把握し、「主体的・対話的で深い学び」の視点で授業改善を進め、課題に対する手立てを構築するとともに、ＩＣＴを活用した個別最適化された学び等にも取り組んでいくことが大切である。
- 2 小・中学校ともキャリア教育の視点を生かし、将来を意識させながら教育活動や授業改善を図ることで、学習意欲を高めるように努めている。しかしながら、学力の向上の視点から見ると、学習意欲の高まりが、学力に直接結びついていない。今後は、目に見える学力として数値に表れるように、取組の質の向上を図ることが課題である。
- 3 小・中学校とも家庭学習の手引きを配付したり、授業の振り返りや次時につながる学習内容が記載されているノートを紹介したり、家庭学習コーナーを設けたりするなどの取組が、家庭学習の習慣化の一助となっている。今後は、学習内容の質的な向上が課題である。
- 4 小・中学校とも管理職や主任等が学力向上アクションプランについて理解し取り組んでいるが、教職員全体に浸透していない状況も見受けられる。アクションプランの取組事項を人事評価制度「自己目標シート」や「学級経営案」等に盛り込むなどして、教職員全体に取組を周知する必要がある。
- 5 教育委員会の学校支援事業は、学力向上に大きく貢献している。特に、教育委員会から派遣されている学校教育支援員及び学校ＩＣＴ支援員並びに学校図書館支援員は、各校の学力向上のために欠かせない存在となっている。今後も、学校支援体制を継続することが必要である。
- 6 小学校の中・高学年及び中学校においては、家庭での朝ごはん等の生活習慣や家庭学習等の学習習慣がおおむねできているが、小学校低学年では、不十分である。家庭と連携して、今一度取組を見直す必要がある。

### Ⅳ 第四次学力向上アクションプランの概要

#### 【基本構想】

「第２次東北町総合振興計画（後期基本計画）」の学力向上に関する主要施策は、学校教育（２）「生きる力」の育成を重視した教育内容の充実である。この中の「① 学力向上アクションプランに基づき、学力の的確な把握と調査結果の有効活用等により、児童生徒の確かな学力の定着を図るとともに、本町の特性・資源を生かした特色ある学校づくりを推進します」ということが基本方針となっている。

そこで、平成３０年４月に策定した第三次学力向上アクションプランの成果と課題を踏まえ、郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く児童生徒を育成するため、夢や志の実現に向け、知・徳・体を育む学校教育の実現を目指して第四次学力向上アクションプランを策定し、教育委員会、学校、家庭が連携・協働する。

特に伸ばそうとしている「確かな学力」については、身に付ける児童生徒の資質・能力を次のとおり想定する。

- 1 生きて働く「知識・技能」の習得  
→ 基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得している状況
- 2 未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成  
→ 知識及び技能を活用し思考力、判断力、表現力等を発揮しながら、課題を解決している状況
- 3 学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養  
→ 主体的に学習に取り組み、よりよい社会や幸福な人生を切り拓こうとしている状況

【計画期間】

基本構想に基づき作成した本プランの計画期間は、2023年度から2027年度までの5年間とする。

【取組内容】

|       | 第三次学力向上アクションプラン                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 第四次学力向上アクションプラン                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 教育委員会 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 学力の的確な把握と情報提供                         <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 諸検査・調査の目標値設定</li> <li>(2) 諸検査・調査等の情報提供</li> </ol> </li> <li>2 P D C Aサイクルを生かした学力向上アクションプランの取組                         <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 取組状況の把握と評価</li> <li>(2) 学力向上研究発表事業の実施</li> </ol> </li> <li>3 学校支援体制の維持と改善                         <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 諸検査・調査に係る財政的支援</li> <li>(2) 個に応じた教育のための人的支援</li> </ol> </li> <li>4 家庭支援策の取組                         <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 家庭学習習慣形成のための「東北町家庭学習の手引き」の活用促進と見直し</li> <li>(2) 学力向上に関する教育施策の周知</li> </ol> </li> </ol>                        | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 学力の的確な把握と情報提供                         <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 諸検査・調査の目標値設定</li> <li>(2) 諸検査・調査等の情報提供</li> </ol> </li> <li>2 P D C Aサイクルを生かした学力向上アクションプランの取組                         <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 取組状況の把握と評価</li> <li>(2) 学力向上研究発表事業の実施</li> </ol> </li> <li>3 学校支援体制の維持と改善                         <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 諸検査・調査に係る財政的支援</li> <li>(2) 個に応じた教育のための人的支援</li> </ol> </li> <li>4 家庭支援策の取組                         <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 家庭学習習慣形成のための「東北町家庭学習の手引き」の活用促進と見直し</li> <li>(2) 学力向上に関する教育施策の周知</li> </ol> </li> </ol> |
| 学校    | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 自校の学力向上アクションプランの取組                         <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 東北町の学力向上アクションプランの取組の周知</li> <li>(2) 自校の学力向上アクションプランの作成と実践</li> <li>(3) 自校の学力向上アクションプランの評価と発表</li> </ol> </li> <li>2 確かな学力の育成を図る授業の取組                         <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 知識及び技能を確実に習得させるための取組の工夫</li> <li>(2) 思考力、判断力、表現力等を育成するための取組の工夫</li> <li>(3) 確かな学力の育成を実現するための指導体制の工夫</li> <li>(4) 学ぶ意欲を育てるキャリア教育の取組の工夫</li> <li>(5) 確かな学力の育成を実現するための校内研修の取組の充実</li> </ol> </li> <li>3 学習方法を身に付ける家庭学習の取組                         <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 家庭学習の取組の支援</li> <li>(2) 家庭学習習慣形成のための手引きなどの活用</li> </ol> </li> </ol> | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 自校の学力向上アクションプランの取組                         <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 東北町の学力向上アクションプランの取組の周知</li> <li>(2) 自校の学力向上アクションプランの作成と実践</li> <li>(3) 自校の学力向上アクションプランの評価と発表</li> </ol> </li> <li>2 確かな学力の育成を図る授業の取組                         <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善</li> <li>(2) 「個別最適な学び」の充実</li> <li>(3) 「協働的な学び」の充実</li> <li>(4) I C T 機器等の効果的活用</li> <li>(5) 教員の資質・能力の向上を図る校内研修の充実</li> </ol> </li> <li>3 学習方法を身に付ける家庭学習の取組                         <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 家庭学習の取組の支援</li> <li>(2) 家庭学習習慣形成のための手引きなどの活用</li> </ol> </li> </ol>            |
| 家庭    | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 基本的生活習慣の育成                         <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 規則正しい生活習慣の確立</li> <li>(2) 家庭生活の中の役割分担</li> </ol> </li> <li>2 家庭学習習慣の形成                         <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 家庭学習を促す環境整備</li> <li>(2) 家庭学習習慣形成のための手引きなどの活用</li> </ol> </li> </ol>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 基本的生活習慣の育成                         <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 「健やか あいうえお」の実践</li> <li>(2) 家庭生活の中の役割分担</li> </ol> </li> <li>2 家庭学習習慣の形成                         <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 家庭学習を促す環境整備</li> <li>(2) 家庭学習習慣形成のための手引きなどの活用</li> </ol> </li> </ol>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |

## V 第四次学力向上アクションプランの具体的取組

### 【教育委員会の取組】

#### 1 学力の的確な把握と情報提供

- (1) 学校で実施する諸検査・調査の東北町の目標値を次のように設定する。

##### ア CRT

小学校 全国比 105%以上

中学校 全国比 100%以上

##### イ 青森県学習状況調査

小学校 県比 100%以上

中学校 県比 100%以上

- (2) 各学校で実施する諸検査・調査等の情報を提供する。

#### 2 PDCAサイクルを生かした学力向上アクションプランの取組

- (1) 第四次学力向上アクションプランの様式を作成し、各学校の取組状況を把握するとともに、その結果を評価する。
- (2) 各学校における学力向上アクションプランの取組を相互に学び合う場として、学力向上アクションプラン実践報告会を実施する。

#### 3 学校支援体制の維持と改善

- (1) 各学校における諸検査・調査に係る財政的支援を維持する。
- (2) 個に応じた教育のための人的支援を行う。

#### 4 家庭支援の取組

- (1) 家庭学習習慣形成のため、「東北町家庭学習の手引き」の活用を促すとともに、活用の結果を基に見直しを図り、新たに作成したものを各家庭に配付する。
- (2) 学力向上に関する教育施策の周知を図る。

#### 学力向上に関する主な学校支援施策

- |                   |                   |
|-------------------|-------------------|
| ・ CRT（標準学力検査）……毎年 | ・ 学校教育支援員配置事業     |
| ・ 青森県学習状況調査……毎年   | ・ 学校図書館支援員派遣事業    |
| ・ AAI（学習適応性検査）…適宜 | ・ 学校ICT支援員派遣事業    |
|                   | ・ 子ども読書活動推進事業     |
| ・ 学力向上研究発表事業……毎年  | ・ 「特色ある学校づくり」推進事業 |
|                   | ・ 家庭学習推進呼びかけ事業    |



## 【学校の取組】

### 1 自校の学力向上アクションプランの取組

- (1) 東北町の第四次学力向上アクションプランの取組を各校で教職員に周知する。
- (2) 自校の学力向上アクションプランを作成し、その実践をする。
  - ① 自校の学力を把握するとともに、前年度の学力向上アクションプランの取組の結果を踏まえて、校内研修の取組を考慮しながら、自校の学力向上アクションプランを作成する。
  - ② 自校の学力向上アクションプランの取組を教職員に周知し、実践する。
- (3) 実践した自校の学力向上アクションプランを評価し、発表する。
  - ① 実践した自校の学力向上アクションプランについての評価をまとめる。
  - ② 自校の学力向上アクションプランの取組を、学力向上アクションプラン実践報告会で発表する。

### 2 確かな学力の育成を図る授業の取組

- (1) 「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善に努める。
  - ① 見通しをもって、粘り強く取り組む力が身に付く授業
  - ② 自分の学びを振り返り、次の学びを生かす力を育む授業
  - ③ 周りの人たちと共に考え、学び、新しい発見や発想が生まれる授業
  - ④ 一つ一つの知識がつながり、「わかった!」「おもしろい!」と思える授業
- (2) 「個別最適な学び」の充実を図る。
  - ① 指導の個別化
    - ア 支援の必要な児童生徒により重点的な指導を行うことなどで効果的な指導を実現
    - イ 児童生徒一人一人の特性や学習進度、学習到達度等に応じ、指導方法・教材や学習時間等の柔軟な提供・設定
  - ② 学習の個性化
    - ア 児童生徒一人一人の興味・関心やキャリア形成の方向性等に応じた学習活動や学習課題に取り組む機会を提供することで、児童生徒自身が、学習が最適となるよう調整
- (3) 「協働的な学び」の充実を図る。
  - ① 教師と児童生徒の関わり合いや児童生徒同士の関わり合い、自分の感覚や行為を通して理解する実習・実験、地域社会での体験活動、専門家との交流など、様々な場面でリアルな体験
- (4) ICT機器等の効果的活用を努める。
  - ① 児童生徒一人一人が自分のペースを大事にしながら共同で作成・編集等を行う活動
  - ② 動画教材を活用したり、多様な意見を共有しつつ合意形成を図ったりする活動
  - ③ 空間的・時間的制約を緩和することによって、オンラインで遠隔地の専門家とつながり授業や他の学校・地域や海外との交流
- (5) 教員の資質・能力の向上につながる校内研修の充実を図る。

### 3 学習方法を身に付ける家庭学習の取組

- (1) 児童生徒が家庭学習を自分で取り組めるように支援をする。
- (2) 家庭学習習慣形成のための手引きなどを作成し、その活用を努める。

## 【家庭の取組】

### 1 基本的生活習慣の育成

- (1) 家族が協力して「健やか あいうえお（早寝・早起き・朝ごはんの励行）」に取り組み、規則正しい生活をする習慣の確立に努める。
- (2) 児童生徒に家庭生活の中で手伝いなどの役割をもたせ、存在感と自立心を育む。

### 2 家庭学習習慣の形成

- (1) 教育委員会や学校の呼びかけを受けて家庭で話し合い、「ノーテレビの日」「ノーネットの日」「親子読書タイム」などに取り組み、家庭学習を促す環境整備に努める。
- (2) 家庭学習習慣形成のための手引きなどを活用し、家庭学習習慣の形成に協力する。

## VI 資 料

### 1 諸検査の結果と考察

#### (1) CRT (絶対評価法による全国標準学力検査)

[小学校 達成目標：全国比105%以上]

[中学校 達成目標：全国比100%以上]

| 次 | 年 度    | 4教科合計全国比             | 次 | 年 度    | 5教科合計全国比 |
|---|--------|----------------------|---|--------|----------|
| 二 | 平成25年度 | 109.1%               | 二 | 平成25年度 | 100.1%   |
|   | 平成26年度 | 108.8%               |   | 平成26年度 | 97.9%    |
|   | 平成27年度 | 109.1%               |   | 平成27年度 | 99.5%    |
|   | 平成28年度 | 105.7%               |   | 平成28年度 | 99.9%    |
|   | 平成29年度 | 106.4%               |   | 平成29年度 | 103.2%   |
| 三 | 平成30年度 | 108.7%               | 三 | 平成30年度 | 98.2%    |
|   | 令和元年度  | 106.9%               |   | 令和元年度  | 102.0%   |
|   | 令和2年度  | 106.7%               |   | 令和2年度  | 101.7%   |
|   | 令和3年度  | 100.5% <sup>*1</sup> |   | 令和3年度  | 101.9%   |

※1…令和3年度から「外国語」も実施。

#### 【考察】

- ① 小学校では、達成目標をクリアしている。令和3年度については、新たに始まった外国語の検査形式への対策が不十分で、外国語の得点が低かったことが大きく影響したと思われる。
- ② 中学校では、平成30年度は達成目標より2ポイントほど下がったが、それ以降は達成目標をクリアしている。
- ③ 小・中学校ともに、達成目標を維持・向上させるために、落ち込んでいる教科の学習内容定着に向け、各校で実態を把握し、学校全体で取り組む必要がある。

#### (2) 青森県学習状況調査 (相対評価法による県内検査)

[小学校 達成目標：県比100%以上]

[中学校 達成目標：県比100%以上]

| 次 | 年 度    | 4教科合計県比 | 次 | 年 度    | 5教科合計県比 |
|---|--------|---------|---|--------|---------|
| 二 | 平成25年度 | 101.0%  | 二 | 平成25年度 | 93.6%   |
|   | 平成26年度 | 101.0%  |   | 平成26年度 | 94.8%   |
|   | 平成27年度 | 101.4%  |   | 平成27年度 | 89.6%   |
|   | 平成28年度 | 97.3%   |   | 平成28年度 | 89.8%   |
|   | 平成29年度 | 99.8%   |   | 平成29年度 | 90.4%   |
| 三 | 平成30年度 | 97.1%   | 三 | 平成30年度 | 86.9%   |
|   | 令和元年度  | 97.7%   |   | 令和元年度  | 96.4%   |
|   | 令和2年度  | ※2      |   | 令和2年度  | ※2      |
|   | 令和3年度  | 96.2%   |   | 令和3年度  | 96.3%   |

※2…COVID-19により、各教科の調査は取り止めとなる。

#### 【考察】

- ① 小学校では、第二次アクションプラン後半から達成目標に達していない。これは学校間の格差が大きく、令和元年度に町内の3つの小学校が統合したことにより、その格差がより顕著に現れることになったことが要因としてあげられる。
- ② 中学校では、第二次アクションプランから継続して達成目標に達しておらず、引き続き、数学科を中心とした学力向上に向けて取り組む必要がある。
- ③ 小・中学校ともに、今後は、基礎・基本的の定着はもちろんであるが、資料などから必要な情報を読み取り、情報を分析・推論し、表現していく活用型問題へ対応できる「主体的・対話的で深い学び」への授業改善を進めていく必要がある。また、授業や家庭学習において、「何が分かった(できる)のか」「何が分からない(できない)のか」を明確にした学習のまとめをすることで学習内容の定着を図るとともに、「学

習状況調査実施報告書」を活用して年度内に補充的な指導等を行うことも大切である。

(3) AAI（学習適応検査）

「学習意欲や計画性、自己効力感など学力と関連の強い特性を質問紙によって測定し、学習指導に役立てる」ことを目的とした検査で、平成19年度・23年度・29年度・令和4年度に実施した。

〔小学校 達成目標：全国比100%以上〕

| 次 | 年 度    | 全 国 比  |
|---|--------|--------|
| 一 | 平成23年度 | 104.2% |
| 二 | 平成29年度 | 108.9% |
| 三 | 令和4年度  | 98.7%  |

〔中学校 達成目標：全国比100%以上〕

| 次 | 年 度    | 全 国 比  |
|---|--------|--------|
| 一 | 平成23年度 | 107.0% |
| 二 | 平成29年度 | 113.3% |
| 三 | 令和4年度  | 113.3% |

【分析（全国と比較）】

① 達成目標について

- ・小学校では、下回っており、学校間や学年間において差が見られる。
- ・中学校では、大きく上回っており、学習に対する意欲は高い。

② 学習の要因について

- ・小学校では、学校間でそれぞれ差はあるが、「授業の受け方」「学校の学習環境」は、望ましい傾向にある。一方「覚え方・考え方」は、望ましくない傾向にある学校（学年）がある。
- ・中学校では、「学習意欲」「授業の受け方」「覚え方・考え方」「学校の学習環境」は、どの学年も望ましい傾向にある。

③ 学習指導上の参考となる項目について

- ・小学校では、「宿題は家に帰ったらすぐやる」「先生の話をしっかり聞く」は、望ましい傾向にある。
- ・中学校では、「覚えるときには要点や関連することをまとめる」は、どの学年も望ましい傾向にある。

④ 悩みについて

- ・小学校では、「分からない授業がある」「毎日が楽しくない」は、出現率が低い（悩みが少ない）傾向にある。
- ・中学校では、「授業がよくわからない」「勉強のしかたがわからない」は、出現率が低い（悩みが少ない）傾向にある。

⑤ 学習の目的について

- ・小学校では、「家の人に褒められたい」は、どの学年も出現率が高い傾向である。学習に対する明確の目的意識やビジョンがないまま学習に向かっていると思われる。
- ・中学校では、「大人になって役に立つ」は、どの学年も出現率が高い傾向にあり、「良い成績をとりたい」も、全国と比べて出現率が低い傾向であることから、将来を見通した長期的な目的意識をもって学習に取り組んでいると思われる。

⑥ 生活のようすについて

- ・小学校では、「家庭学習の取組」の設問で、ほとんどしないと回答する割合が高くなっている。また低学年で「朝ごはんを食べている」の設問に、食べないことが多い、時々食べないと回答する割合が若干高い。「早寝早起き朝ごはん」の良い生活習慣と、家庭での学習習慣について、今一度見直す必要があると思われる。
- ・中学校では、「学校に行くのは楽しい」「朝ごはんを食べている」は、学年が上がるにつれて割合が高くなっている。「家庭学習の取組」は、30分未満の割合が少ないことから家庭学習は習慣化されていると思われる。その一方で、1時間以上の割合が低く、「学習塾や家庭教師の指導を受けていない」の割合も極端に高いことから、地域の学習環境（近隣に学習塾等が存在しない）の影響も大きいと思われる。学校での学びを振り返り、いかに家庭学習につなげていくかが必要であると思われる。

## 2 教育委員会による支援体制の考察

- (1) 町内全小学校区で実施した「放課後子ども教室推進事業」は、児童の学習習慣の形成に効果的であったと考えられる。
- (2) 町内小・中学校へ学校教育支援員を配置し、学習支援、適応支援など、各学校の必要に応じた配置に努めた結果、学校からの評価は高い。
- (3) 「東北町子ども読書推進事業」の一環として、各学校図書室へ学校図書館支援員を派遣し、学校図書館活動の活性化支援に努めている。
- (4) 「東北町保・小・中連携教育推進会議」を設置し、相互の交流を支援した。生活習慣や学習習慣の取組状況を情報交換し、円滑な接続が図られてきている。
- (5) 平成18年度からALTを招致し、平成29年度からは町内全小学校へ派遣し、児童の国際化、コミュニケーション能力の向上を図ってきた。
- (6) 令和4年度より学校ICT支援員を各学校へ派遣し、ICTの活用促進に努めた。
- (7) 「特色ある学校づくり」を推進するために校長裁量で執行できる事業予算を各小・中学校に配分している。このことが、学校の活性化に役立っている。
- (8) 学力向上アクションプラン実践報告会を実施し、各校の特色を生かした学力向上を図る取組を支援した。
- (9) 円滑な教育活動を推進するために必要な学校予算の確保に努めた。

## 3 学校と家庭の連携強化のための体制づくり

- (1) 学力向上推進会議を設置し、学力向上アクションプランへの年間の取組状況を協議し、改善を加えてきた。
- (2) 各校の特色、地域の伝統を生かした教育活動が展開されるよう人的支援、財政的支援を行った。
- (3) 「東北町家庭学習の手引き」を作成・配付し、家庭学習習慣形成のために活用を促した。また、学力向上に関する教育施策の周知を図った。



## 4 学校の取組と課題

### (1) 授業力の向上を図る取組と「分かる授業」を実現するために工夫した取組

- ア 全ての学校で校内研修の充実に力を入れてきた。そのことにより、各校の教員の資質・能力の向上が図られ、授業力の向上につながったと思われる。教員による検証授業を増やしたり、参観授業月間を設けたりするなどの取組や、主体的・対話的で深い学びにつなげるための学習プロセスの研究を深めたなどの事例が報告された。
- イ 全ての学校で校外研修への積極的な参加を促してきた。研修報告の場を設定したり、研修便りや道徳便りを発行し、新しい情報を共有したり、また、外部講師を招いての研究を進めたりしている取組が見受けられた。COVID-19の感染拡大により、校外研修が十分実施できない時には、オンラインによる研修を実施するなど、研修の歩みを止めない前向きな取組も見受けられた。
- ウ ICTに関しては、GIGA スクール構想の前倒しにより、1人1台タブレットが整備されるなど環境が整い、ほとんどの学校で日常的に活用されている。そのことにより、学習指導の充実が図られてきている。電子黒板やデジタル教科書等の使用はもちろん、学校独自でタブレットドリルを導入し個人の課題について、学び直したり、交流のツールとしてロイロノート（学習支援ソフト）を活用したりして成果を上げているといった好事例も報告された。
- エ 全ての学校で学習内容定着のための取組が行われてきた。朝自習や帰りの会の時間を使って、ドリルや活用問題を解くなどの実践が報告された。また、長期休業明けのテストを行うことで、基礎的・基本的な知識及び技能の定着を確認するなどの事例も見受けられた。
- オ 学習内容の定着を図るために、校内の指導体制を整えている学校も目立った。小学校においては、管理職や教務主任等によるTT指導体制や取り出し指導、中学校においては、同教科担当の教員による複数教員指導体制などの事例が報告された。また、学校教育支援員や学校ICT支援員、学校図書館支援員の積極的な活用も目立ち、特別支援や学習支援に関する活用報告も多数見受けられた。

### (2) キャリア教育の推進

- ア 全ての学校で各教科との関連を図りつつ、学級活動をキャリア教育の要としてキャリア教育の全体計画・及び年間指導計画の作成や見直しが的確に行われた。中学校からは、実行内容を記録することで、次年度への引継ぎを的確に行っているなどの報告もあった。
- イ キャリアパスポートやキャリアファイル、振り返りカード等の活用に関しては、ほとんどの学校で計画的に進められてきた。それらを利用して、学校行事などにおける事前・事後指導の充実につなげている報告もあった。
- ウ COVID-19の感染拡大により、校外活動に制限がある中、状況が許す可能な範囲で勤労奉仕活動や進路・職業体験活動等に取り組み、社会参画意識の醸成や勤労観・職業観の形成に取り組んでいる学校が多かった。

### (3) 家庭学習の指導

- ア 全ての学校において、「東北町家庭学習の手引き」を基にした自校の家庭学習の手引きなどを配付し、家庭学習への意欲付けと同時に指導の徹底化を図ってきたことで、小学校の高学年と中学校では家庭学習の習慣化が定着している。また、授業

の振り返りと持ち帰る学習用具を自分で考えさせる主体的な学びに向けて取り組んでいる学校もある。一方、小学校の低・中学年では、学習の習慣化が定着していない。家庭と連携し、家庭学習の習慣化を徹底する必要がある。

イ 「家庭学習コンクール」等を実施して、児童生徒の取組を賞賛したり、一人勉強ノートの展示により家庭学習に対する意欲を高めたり等の取組をしている学校が多かった。

## 5 家庭の取組と課題

### (1) 家庭学習の習慣化

これまで「ノーテレビの日」や「ノーゲームの日」を設定し、よりよい学習環境を整えるための協力を各家庭に働きかけた。その結果、落ち着いて学習に取り組むための環境づくりが図られ、それが家庭学習の習慣化につながったものと思われる。今後は、スマートフォンやタブレット端末等を学習目的で使うことが増えるものと思われる。娯楽のためのメディアの使用と学習でのメディアの使用を分けて適切な使い方を促すためのルール作りやメディアコントロール等のような取組も必要になるものとする。

### (2) 早寝・早起き・朝ごはんの励行

各種調査結果によると、小学校では、早寝・早起き等規則正しい生活習慣がほぼ確立されていることが伺われた。一方、朝ごはんの摂取に関しては、食べないことが多い、または食べない日があるとする家庭が増加傾向にある。今一度、正しい食習慣の徹底を図る必要があるといえる。今後も、町養護教諭部会が作成した「健やか あいうえお」の取組を奨励するなど、学校側からの働きかけを継続し、学力向上につながる生活習慣の確立を目指していきたい。

## 【参考文献】

中央教育審議会（2016）「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」

東北町（2021）「第2次東北町総合振興計画（後期基本計画）」

東北町教育委員会（2023）「令和5年度東北町教育行政の方針と施策」

東北町教育委員会学務課（2018）「第三次学力向上アクションプラン」

文部科学省（2017）「小学校学習指導要領解説総則編」

文部科学省（2017）「中学校学習指導要領解説総則編」

文部科学省（2017）「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定並びに幼稚園教育要領の全部を改正する告示、小学校学習指導要領の全部を改正する告示及び中学校学習指導要領の全部を改正する告示等の公示について（通知）」

文部科学省 「学習指導要領の趣旨の実現に向けた個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に関する参考資料（令和3年3月版）」

中央教育審議会（2022）「令和の日本型学校教育」の構築を目指して

～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現～（答申）

文部科学省「GIGAスクール構想の実現へ」

こころ からだ げん き  
心と体を元気にする

すこ

健やか

あ

い

う

え

お

あ

朝日がキラキラ！ 早起きは三文の徳



～朝日を浴びて6時30分までに起きましよう～

い

「いただきます！」 朝ごはんで元気モリモリ



～主食・主菜・副菜をバランスよく食べましよう～

う

うまく付き合おう！ メディアコントロール



～娯楽のためのメディアの利用は1日1時間にしましよう～

え

笑顔がすてき！ 一日3回3分間のはみがき



～特に夜の歯みがきはていねいにみがきましよう～

お

「おやすみなさい！」 楽しい夢へ出発進行



～就寝時刻までにふとんに入らましよう～

小1・2年…9時までに 小3・4年…9時半までに 小5・6年…10時半までに 中学生…11時までに

規則正しい生活習慣は、  
子どもが元気な生活を送る  
土台となります。

健康に良い生活習慣の定着は、…

- ◎学力向上につながります！
- ◎体力向上につながります！
- ◎自尊感情を育むことにつながります！

なによりも、子どものころからの  
健康に関する習慣は、将来の健康に  
大きな影響を与えることとなります。

このポスターは家族全員が  
見えるところに貼り、みんな  
で意識して生活に取り組んで  
いきましよう。

東北町 養護教諭部会



## 東北町教育委員会「学力向上推進会議」設置要綱

### （設 置）

第1 児童・生徒の学力向上を図るため実施している各種学力検査等の分析に基づく各事業展開を、円滑で効果的に進めるため及びその結果をそれぞれの指導実践に役立てるため、「学力向上推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置する。

### （所掌事項）

第2 推進会議は、次の事項について研究協議する。

- （1） 学力向上対策推進のための、調査研究に関すること。
- （2） 教職員の現職教育の充実に関すること。
- （3） 小学校・中学校の連携を深めるための方策に関すること。
- （4） 東北町学力向上アクションプランの策定委員会及び実践発表会に関すること。
- （5） その他学力向上に関すること。

### （組織及び任期）

第3 推進会議は、校長会をもって組織し、教育長が委嘱する。

2 委員の任期は、委嘱後年度3月末日までとする。

### （会長及び副会長）

第4 推進会議に、会長及び副会長を置く。会長及び副会長は委員の互選とする。

2 会長は会議を招集し、会務を総理する。

3 会長に事故ある時は、副会長が職務を代理する。

### （会 議）

第5 会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 推進会議に、教育長が出席し意見を述べることができる。

### （学力向上アクションプラン策定委員会）

第6 本会の事業を推進するため、「学力向上アクションプラン策定委員会」を設置する。

2 「学力向上アクションプラン策定委員会」の組織及び運営に必要な事項は、別に定める。

### （学力向上アクションプラン実践発表会）

第7 本会の事業を推進・評価するため、「学力向上アクションプラン実践発表会」を行う。

2 「学力向上アクションプラン実践発表会」の実施に必要な事項は、別に定める。

### （事務局）

第8 推進会議の事務を処理するために、事務局を学務課に置く。

附 則

この要綱は、平成19年5月15日より施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日より施行する。



## 東北町教育委員会学力向上推進会議 「学力向上アクションプラン策定委員会」実施要領

### （設 置）

第1 この要領は、東北町教育委員会「学力向上推進会議」設置要綱に基づき、「学力向上アクションプラン策定委員会」（以下「策定委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

### （所掌事務）

第2 各種学力検査等の結果に基づき「学力向上アクションプラン」を策定する。

### （組 織）

第3 策定委員会は、校長会の構成員から教育長が指名する若干名をもって組織する。

### （座 長）

第4 策定委員会に、座長を置く。

2 座長は、委員の互選とする。

3 座長は、会務を総括する。

### （会 議）

第5 会議は、必要に応じて座長が招集する。

2 座長は、会議の議長となる。

3 策定委員会は、必要に応じて関係者の出席を要請することができる。

### （事務局）

第6 策定委員会の事務を処理するために、事務局を学務課に置く。

### 附 則

この要領は、平成19年5月15日より施行する。

### 附 則

この要領は、平成24年8月1日より施行する。

## 東北町教育委員会学力向上推進会議 「学力向上アクションプラン実践発表会」実施要領

### （設 置）

第1 この要領は、東北町教育委員会「学力向上推進会議」設置要綱に基づき、「学力向上アクションプラン実践発表会」（以下「実践発表会」という。）に関し、必要な事項を定める。

### （主催及び企画・運営）

第2 実践発表会は、東北町教育委員会が主催し、実践発表会会場校が企画・運営する。

### （実践発表会会場校）

第3 実践発表会会場校は、東北町内小中学校の持ち回りとする。

2 持ち回りは、甲地小→上北中→東北小→東北中→上北小→甲地小とする。

### （所掌事務）

第4 実践発表会は、次の事項について報告・意見交換する。

- （1） 自校における前年度の学力向上アクションプランの取組の成果と課題について
- （2） 自校における今年度の学力向上アクションプランへの取組について

### （学力向上費）

第5 実践発表会会場校に、学力向上費を補助する。

2 学力向上費の補助は、東北町学校教育振興会研修委員会が行う。

### （事務局）

第6 実践発表会の事務を処理するために、事務局を実践発表会会場校に置く。

### 附 則

この要領は、平成30年4月1日より施行する。

## 学力向上推進会議委員

|       |     |         |     |
|-------|-----|---------|-----|
| 東北中学校 | 校 長 | 角 田 正 美 | 会 長 |
| 東北小学校 | 校 長 | 石 山 宏 一 | 副会長 |
| 上北小学校 | 校 長 | 相 馬 準 一 | 委 員 |
| 甲地小学校 | 校 長 | 内 海 浩 幸 | 委 員 |
| 上北中学校 | 校 長 | 芳 賀 智 志 | 委 員 |

## 策 定 委 員

|       |     |         |     |
|-------|-----|---------|-----|
| 東北中学校 | 校 長 | 角 田 正 美 | 座 長 |
| 東北小学校 | 校 長 | 石 山 宏 一 | 委 員 |

## 事 務 局

|       |      |         |     |
|-------|------|---------|-----|
| 学 務 課 | 課 長  | 甲 地 尚 彦 | 事務局 |
| 学 務 課 | 課長補佐 | 尾 形 繭 豪 | 事務局 |

---

(所属、氏名等は令和5年3月現在のもの)

令和5年4月 発行

発行者

東北町教育委員会学務課

青森県上北郡東北町字塔ノ沢山1-94

電話番号 0175-63-2111

FAX番号 0175-63-3399